

新型コロナウイルス感染拡大にともなうガス料金・電気料金の特別措置について

当社は、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的にガス料金・電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、支払期限日を延長する等の要請を受けました。当社は、本要請を踏まえ、ガス料金・電気料金の特別措置を講ずることといたしました。

1. 特別措置の内容

① ガス料金

令和2年2月分・3月分・4月分のガス料金の支払期限日^{※1}を、原則として1ヶ月間延長いたします。

② 電気料金

令和2年1月分・2月分・3月分の電気料金の支払期限日^{※2}を、原則として1ヶ月間延長いたします。

※1 ガス料金の支払期限日は、検針日の翌日から50日目となります。

※2 電気料金の支払期限日は、ガスと電気の両方ご契約の場合、電気の検針日が属する月の翌月のガスの針日の翌日から50日目となります。）

なお、都市ガス・旧簡易ガスをご利用のお客さまは、通常通り、検針日の翌日から25日を経過してお支払いの場合は、遅取料金として3%割り増した料金を申し受けます。

2. 特別措置対象のお客さま

特別措置は、以下、①～③の全てを満たすお客さまに適用させていただきます。

- ① 当社とガスまたは電気のご契約をされているお客さま。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」^{※3}または「総合支援資金」^{※3}の貸付を受けているお客さま。
- ③ 当社にお申し出があり、②の貸付を受けている状況の確認ができるお客さま。

※3 各都道府県社会福祉協議会が、生活福祉資金貸付制度として新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、資金の貸付を行なう制度です。

お問合せ先：佐野市社会福祉協議会

電話番号：0283-22-8126（総務福祉課 生活支援係）

ホームページ：<https://www.sanoshakyo.or.jp/>

3. 特別措置の申込方法

特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社までお問い合わせください。

お問合せ先：佐野ガス株式会社 管理課

電話番号：0283-22-6262

受付時間：平日の9時00分～17時30分